

板橋区高齢者民間緊急通報システム（生活リズムセンサー型）事業運営要綱

（平成26年3月12日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、ひとりぐらし高齢者、高齢夫婦世帯等の高齢者の民間緊急通報システム（生活リズムセンサー型）事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めることにより、緊急時における高齢者の不安を解消するとともに、生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 民間緊急通報システム

民間事業者の実施する高齢者緊急通報システムをいう。

（2） 利用者

この要綱に定める手続により民間緊急通報システムの設置を受ける者をいう。

（3） 受託者

代理通報事業者の認定等に関する規程（令和元年東京消防庁告示第18号）における救急代理通報に係る東京消防庁認定通報事業者で板橋区から本事業の委託を受けた者をいう。

（4） 受信センター

受託者が利用者からの通報を受信し、緊急対応を行う事務所をいう。

（5） 生活リズムセンサー

高齢者の日常活動を感知し、異常があると認められた場合には、自動的に民間緊急システムにより受信センターに通報する機器をいう。

（6） 緊急対応

受託者が受信センターで通報を受けた際、利用者の状況を確認し、現場派遣員の派遣並びに緊急連絡先及び東京消防庁へ通報することをいう。

（事業内容）

第3条 利用者が、家庭内で発病又は事故等の緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて受信センターに通報する。

2 受託者は、受信センターにおいて、緊急事態の発生に伴う発報を受信したとき又は生活リズムセンサーによる通報を受信したときは、通報機等により利用者の状況を確認の上、その内容に応じ、119番通報等による関係機関への協力要請を行うとともに、専門に設置した現場派遣員を速やかに派遣し、救急隊等の指示に従った対応措置等の必要な措置を行うものとする。

3 受託者は、高齢者の日常生活に関すること、健康・医療等の簡易な相談サービスを提供するものとする。

4 受託者は、毎月の受信状況について、毎月1回区長に報告するものとする。なお、緊急時の対応については速やかに報告することとする。

（対象者）

第4条 事業の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を備えている65歳以上のひとりぐらし及び高齢者のみの世帯とする。ただし、区長が特に必要と認める者については、この限り

でない。

- (1) 区内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設、板橋区立高齢者住宅（けやき苑）等（以下「老人福祉施設等」という。）に居住していないこと。

（申請）

第 5 条 民間緊急通報システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者民間緊急通報システム事業利用申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）を、区長へ提出するものとする。

- 2 借家に居住する申請者は、家屋所有者に高齢者民間緊急通報システム機器設置の承諾を得なければならない。

第 6 条 区長は、申請書の提出を受けたときは、申請者の生活状況等を調査し、利用の可否及び利用者負担金を決定する。

- 2 区長は、前項により利用の可否及び利用者負担金の決定をしたときは、高齢者民間緊急通報システム事業決定通知書（別記第 2 号様式）又は高齢者民間緊急通報システム事業却下通知書（別記第 3 号様式）により、申請者に通知する。

（機器の設置）

第 7 条 民間緊急通報システムを開始する際に利用者宅に設置する機器は、東京消防庁の定める機器の基準に準ずる次の機器（以下「機器」という。）とする。

- (1) 無線発報器
- (2) 無線発信機（専用通報機組み込み型を含む。）
- (3) 有線発報器
- (4) 専用通報機
- (5) 生活リズムセンサー式（受信機、送信機等）

（費用負担）

第 8 条 利用者は、利用サービスに要する費用（以下この条において「費用」という。）に、次の各号に掲げる世帯状況の区分に応じ、当該各号に定める額を負担する。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付受給世帯に属する場合又は区長が特に必要があると認めた場合
免除

- (2) 同一世帯全員の所得が住民税非課税の場合 月額 4 0 0 円
- (3) 同一世帯員のいずれかに住民税課税所得者がいる場合 月額 1, 4 0 0 円

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、利用者に特別な事情があると認める世帯であるときは、費用負担を免除することができる。

（機器の管理）

第 9 条 利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、本事業の目的に反して利用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 利用者は、自己の責任により、機器の一部若しくは全部を破損し、又は紛失したときは、受託者へ実費を弁償しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、区長は、受託者と協議し、区長が特に認めた場合は、弁償しないことができる。
- 4 利用者は、年1回以上の保守点検等に協力しなければならない。

(届出)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合、高齢者民間緊急通報システム事業異動(変更・消滅)届(別記第4号様式)により速やかに区長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 緊急連絡先等を変更したとき。
 - (3) 老人福祉施設等に入所したとき。
 - (4) 世帯等の状況に変更があったとき。
- 2 利用者が死亡したときは、その家族又は関係者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(取消し及び通知)

第11条 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める対象者に該当しないと認めたとき。
 - (2) 辞退の申し出があったとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) 老人福祉施設等に入所したとき。
 - (5) その他区長が民間緊急通報システムの利用が適当でないと認めたとき。
- 2 区長は、前項の規定により、利用を取り消したときは、速やかに受託者に登録抹消の手続をとるとともに、高齢者民間緊急通報システム事業喪失通知書(別記第5号様式)により、当該利用者に通知するものとする。ただし、利用者が死亡したときは、当該家族又は関係者に通知するものとする。

(機器の返還)

第12条 前条の規定により、民間緊急通報システムの利用を取り消したときは、利用者(利用者が死亡したときは、その家族又は関係者)は、速やかに機器を返還しなければならない。

(関連機関との連携)

第13条 区長は、東京消防庁その他必要な関係機関と密接な連携を保ち、その協力を得て、事業の円滑な推進を図るものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 1 日 区長決定）

- 1 この一部改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 8 日 区長決定）

- 1 この一部改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 2 月 1 日 区長決定）

- 1 この一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 1 月 29 日 区長決定）

- 1 この一部改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者民間緊急通報システム（生活リズムセンサー型）事業運営要綱に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則

- 1 この一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

板橋区高齢者民間緊急通報システム事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

次のとおり、高齢者民間緊急通報システム事業の利用を申請します。

利用者 (申請者)	フリガナ			男	世帯人数
	氏名			女	人
	住所	板橋区			
	建物名称	マンション、アパート名称など			
	所有形態	自家 ・ 借家 (都営・区営・UR・民間・その他)			
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)		血液型	型
	所有する電話	☐ 固定電話 ☐ 携帯電話			
	電話番号 (固定電話)	()	携帯電話	()	

世帯の状況及び 主な慢性疾患 (病名)	・ひとりぐらし世帯 ・高齢者のみ世帯 ・日中独居世帯 ※就労している65歳未満の方と同居している世帯			
	利用者(申請者) (病名:)			
	氏名	年齢・続柄 (・)	(病名:)	
	氏名	年齢・続柄 (・)	(病名:)	
	氏名	年齢・続柄 (・)	(病名:)	
日常生活の状況				

	フリガナ 氏名	電話番号	住所	続柄	合鍵の有無
緊急連絡先 (必須) ※1	①	()			有・無
	②	()			有・無
	③	()			有・無
病院に搬送後の 居住管理者 (必須) ※2					必須

※1 緊急連絡先は、緊急時に連絡を受けられる方を優先順位に応じて3名ご記入ください。
※2 利用者宅の合鍵をお持ちの方が**最低1名は必須**です。利用者が救急車で病院に搬送された後、ご自宅の管理をしていただきます。尚、緊急連絡先と同じ方を居住管理者に登録することも可能です。

(裏面もあります)

【確認事項】

- 1 高齢者民間緊急通報システムの申請及び利用に関して、住民記録情報、税情報及び介護保険情報等区が保有する個人情報利用に同意します。
- 2 申請書の記載事項を、東京消防庁及び委託事業者等の関係機関に提供することを承諾します。
- 3 病院に搬送後の居住管理者及び緊急連絡先の方には、事前に情報提供の了承を得ています。
- 4 利用申請書の記入内容の変更及び貸与された機器を必要としなくなった場合は、速やかに区へ連絡します。
- 5 緊急通報を受信し、委託事業者からの確認電話に応答しない場合は、委託事業者が派遣する警備員及び消防署員、その他関係者の自宅への立入りを認め、これに伴い住宅等の一部に破損が生じても、修復責任は問いません。
また、委託事業者に自宅の鍵を預けることに同意します。
- 6 機器の設置、撤去等により、住宅内の床や壁などに穴や傷、変色などの痕跡が生じた場合、その賠償責任を問わず損失補償も求めません。
- 7 貸与の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けまたは担保に供しません。
- 8 利用者の責に帰すべき理由により、貸与を受けた機器が故障、破損及び紛失した場合は、速やかに区へ連絡のうえ委託事業者の実費を賠償します。
- 9 毎月の利用料金を、支払い期日までに委託事業者を支払います。
- 10 ペースメーカーを使用している場合は、主治医と相談のうえ、了解を得ています。

上記項目を確認し、承諾します。 利用者署名

【電話連絡・書類送付先】 ※利用者（本人）以外の方に書類の送付や工事日の日程調整等の電話連絡を希望される場合は必ずご記入ください

☐ 利用者（申請者）と同じ ☐ 電話連絡及び書類送付は下記へ ☐ 電話連絡のみ下記へ ☐ 書類送付のみ下記へ					
フリガナ		続柄		電話番号	
氏名					
住所					

【区窓口届出者】

☐ 利用者（申請者）と同じ ☐ 利用者（申請者）と異なる（下記に記入してください）					
フリガナ		続柄		電話番号	
氏名					
住所					

【区事務処理欄】（以下は記入しないでください）

- ☐ その他特記事項
※住民票同居者または同住所別世帯の者が長期入院または施設入所をしているなど

受領

受付者

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者民間緊急通報システム事業 決定通知書

高齢者民間緊急通報システムの利用について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

1 決定番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 利用者	氏 名		
	住 所		
4 申請者	(利用者との続柄)		
5 決定内容	項 目		
	利 用 開 始 日	年 月 日	
	利 用 料 (月額)	円	
	利用者負担金 (月額)	円	
7 委託業者	TEL		

【備考】

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者民間緊急通報システム事業 却下通知書

高齢者民間緊急通報システムの利用について、
下記のとおり却下と決定しましたので通知します。

記

対 象 者	住 所	
	氏 名	
決 定 日	} 年 月 日	
却下理由等		

【備考】

年 月 日

高齢者民間緊急通報システム事業異動（変更・消滅）届

（宛先）板橋区長様

届出者 住所

氏名

電話

申請の内容が変更になった
利用資格が喪失した

下記のとおり高齢者民間緊急通報システムの
ので届け出ます。

利用者	氏 名		承認番号			
	住 所					
異動内容	☐ 住所	変 更 前	変 更 後			
	☐ 氏名					
	☐ 緊急連絡先					
	☐ その他					
	☐ 世帯の状況	☐ ひとりぐらし世帯 ☐ 高齢者のみ世帯 ☐ 日中独居世帯	☐ ひとりぐらし世帯 ☐ 高齢者のみ世帯 ☐ 日中独居世帯			
	☐ 利用資格の喪失	☐ 転出 ☐ 死亡 ☐ 入院 ☐ 施設入所 ☐ 辞退 ☐ その他 () (理 由)				
	異動が発生した日	年 月 日				

※ 該当する□の中にレ印をつけてください。

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者民間緊急通報システム事業 資格喪失通知書

高齢者民間緊急通報システムの利用について、
下記のとおり資格が喪失しましたので通知します。

記

利 用 者	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	第 号	
喪 失 日	年 月 日	
喪失理由等		

【備考】